

文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

保育サービスの充実を図ることを目的に、キッズルームの3時間を超える部分の利用時間の単位を1時間から30分に変更するため、文京区立一時保育所条例（平成18年3月文京区条例第17号）の一部を改正する。

2 新旧対照表

改正後	現行
第一条から第八条まで（略） （利用時間） 第九条 一時保育所の利用時間は、開所時間内において三時間以上八時間以内とし、三時間を超える部分の利用時間は、 <u>三十分</u> を単位とする。 第2項（略） 第十条から第十六条まで（略）	第一条から第八条まで（略） （利用時間） 第九条 一時保育所の利用時間は、開所時間内において三時間以上八時間以内とし、三時間を超える部分の利用時間は、 <u>一時間</u> を単位とする。 第2項（略） 第十条から第十六条まで（略）
<u>付 則</u> <u>（施行期日）</u>	
1 <u>この条例は、令和八年十月一日から施行する。</u>	
<u>（準備行為）</u>	
2 <u>この条例による改正後の文京区立一時保育所条例の規定による文京区立一時保育所の利用に関し必要な手続その他の準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>	

別表（第十一条関係）

【改正後】

利用者の区分	利用料	
	利用時間が三時間のとき	利用時間が三時間を超えるとき
区の区域内に住所を有する者	二、四〇〇円	三時間を超えた分につき 三十分ごとに四〇〇円
その他の者	三、九〇〇円	三時間を超えた分につき 三十分ごとに六五〇円

【現行】

利用者の区分	利用料	
	利用時間が三時間のとき	利用時間が三時間を超えるとき
区の区域内に住所を有する者	二、四〇〇円	三時間を超えた分につき 一時間ごとに八〇〇円
その他の者	三、九〇〇円	三時間を超えた分につき 一時間ごとに一、三〇〇円